

令和6年度

船橋市下水道事業会計予算



## 議案第10号

### 令和6年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	600,729人
(2)	年間有収水量	55,233,863m <sup>3</sup>
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	6,562,300千円
	処理場整備事業	2,894,676千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	17,732,647千円	
第1項	営業収益	11,961,136千円	
第2項	営業外収益	5,771,411千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	17,549,112千円	
第1項	営業費用	15,780,871千円	
第2項	営業外費用	1,718,141千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,840,612千円は、減債積立金423,128千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額337,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,080,484千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	15,594,623千円
第1項	企 業 債	9,292,200千円
第2項	出 資 金	2,027,387千円
第3項	補 助 金	3,559,700千円
第4項	負 担 金	696,880千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	17,456千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	1,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	22,435,235千円
第1項	建 設 改 良 費	11,026,696千円
第2項	企 業 債 償 還 金	11,332,439千円
第3項	貸 付 金	26,100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	飯山満川 1号幹線管渠 築造事業	5,293,000	令和6年度	205,000
				令和7年度	702,000
				令和8年度	2,940,000
				令和9年度	1,331,000
				令和10年度	115,000
		宮本ポンプ場 遠方監視制御 設備更新事業	357,709	令和6年度	127,800
				令和7年度	229,909
		中山ポンプ場 遠方監視制御 設備更新事業	660,000	令和6年度	166,000
				令和7年度	166,000
				令和8年度	328,000
		西浦下 処理場合流 2系沈砂池 設備更新事業	1,417,400	令和6年度	501,800
				令和7年度	392,700
				令和8年度	522,900

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下水処理場水処理設備更新事業	4,241,700	令和6年度	1,021,000
				令和7年度	797,000
				令和8年度	2,423,700
		高瀬下水処理場沈砂池設備更新事業	752,200	令和6年度	267,000
				令和7年度	164,400
				令和8年度	320,800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
中山管渠用地借上料	令和6年度～令和8年度	契約期間内における借上料
受益者負担金システム運用管理業務委託料	令和6年度～令和7年度	4,566

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	9,292,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

815,275千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、699,800千円である。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹